

## 令和2年第7回常陸太田市議会定例会会議録

令和2年12月15日(火)

### 議事日程(第3号)

令和2年12月15日午前10時開議

- 日程第 1 委員長報告 議案第69号ないし議案第93号  
日程第 2 議案第94号 令和2年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)について  
日程第 3 議案第95号 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任について  
日程第 4 議案第96号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
議案第97号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
議案第98号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
議案第99号 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについて  
日程第 5 議員派遣について

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 委員長報告(討論・採決)  
日程第 2 議案第94号(提案理由説明・質疑・採決)  
日程第 3 議案第95号(提案理由説明・採決)  
日程第 4 議案第96号ないし議案第99号(提案理由説明・採決)  
日程第 5 議員派遣(採決)

#### 出席議員

14番	川又照雄	議長	5番	藤田謙二	副議長
1番	森山一政	議員	2番	小室信隆	議員
3番	菊池勝美	議員	4番	諏訪一則	議員
6番	深谷涉	議員	7番	平山晶邦	議員
8番	益子慎哉	議員	9番	菊池伸也	議員
10番	深谷秀峰	議員	11番	高星勝幸	議員
12番	成井小太郎	議員	13番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	黒沢義久	議員
17番	高木将	議員	18番	宇野隆子	議員

#### 説明のため出席した者

大久保 太一 市長 宮田 達夫 副市長  
石川 八千代 教育長 加瀬 智明 政策推進室理事

綿引 誠二	総務部長	岡部 光洋	企画部長
鈴木 淳	市民生活部長	根本 勝則	農政部長
小瀧 孝男	商工観光部長	古内 宏	建設部長
磯野 初郎	会計管理者	島山 卓也	上下水道部長
宇野 智明	消防長	武藤 範幸	教育部長
榑 一行	農業委員会事務局長	岡田 和也	秘書課長
中野 亘	総務部次長兼総務課長	江幡 治	監査委員

事務局職員出席者

笹川 雅之	事務局長	富田 弘明	次長兼議事係長
小林 博則	総務係長		

午前10時開議

○川又照雄議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は18名であります。

よって、定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○川又照雄議長 本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりといたします。

日程第1 委員長報告

○川又照雄議長 日程第1，委員長報告を行います。

議案第69号から議案第93号まで、以上25件を一括議題として、各常任委員会の審査の経過並びに結果について、各常任委員長の報告を求めます。

総務委員長，菊池伸也議員の報告を求めます。9番菊池伸也議員。

〔総務委員長 菊池伸也議員 登壇〕

○総務委員長（菊池伸也議員） おはようございます。総務委員長の菊池伸也です。

令和2年第7回常陸太田市議会定例会において、本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の一部改正1件，条例の制定1件，補正予算1件について、12月8日，副市長はじめ関係部課長の出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、議案第69号常陸太田市まちづくり振興基金の設置，管理及び処分に関する条例の一部改正については、委員より，都市整備事業及び都市開発基金を廃止し，まちづくり振興基金への統合による当該基金の残高についての質疑があり，執行部より，まちづくり振興基金の統合後の残高については，32億3,865万1,000円であるとの答弁でありました。採決の結果，全

会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第74号常陸太田市里美風力発電設備解体基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定については、委員より、固定価格買取制度終了後の里美風力発電の売電単価や設置してから現在までの売電総額。また、里美風力発電施設建設時の工事費についての質疑があり、執行部より、現在の里美風力発電の売電単価は24.2円であるが、固定価格買取制度終了後は8.5円である。また、平成14年度から売電が始まり、令和元年度までの売電総額は2億5,870万6,661円であり、建設費については2億2,000万円で、そのうち2分の1を新エネルギー産業技術総合開発機構の補助金で建設されたものとの答弁でありました。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第88号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算(第5号)については、委員より、肉用牛特別導入事業基金を廃止し1,700万4,000円を一般会計に繰入れする経緯についての質疑があり、執行部より、市の合併当初、約4,400万円の基金残高であったが、牛の価格の低迷や繁殖能力が劣った牛の廃用など合併後10年間で損益が約300万円で、また、平成18年には国の本事業の廃止により、平成18年度から平成23年度までの6年間で約2,400万円の補助金を国に返還した経緯があり、その結果、約2,700万円の減少となり、今回、繰入れを行う基金残高は1,700万4,000円となったとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が総務委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

**○川又照雄議長** 次、文教民生委員長、高木将議員の報告を求めます。17番高木将議員。

[文教民生委員長 高木将議員 登壇]

**○文教民生委員長(高木将議員)** 令和2年第7回常陸太田市議会定例会において本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告をいたします。

本委員会に付託されました条例の廃止2件、条例の一部改正2件、公の施設の指定管理者の指定4件、補正予算3件について、12月9日、副市長はじめ関係部課長の出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、議案第71号常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について及び議案第72号常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止については、いずれも質疑がなく、議案第71号及び議案第72号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第75号常陸太田市印鑑条例及び常陸太田市手数料条例の一部改正については、委員より、個人番号カードを利用した各種の証明書コンビニ交付サービスを開始することは、国の個人情報管理強化への危機感や情報漏えいのリスクが高まることから、今回の条例の一部改正については反対するとの発言があり、起立採決の結果、賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第76号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正については、委員より、今回の改正により、7割、5割、2割の軽減措置を受けている対象世帯への影響について質疑があり、執行部より、これまでと同様で影響はないとの答弁がありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第78号常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場に係る指定管理者の指定については、委員より、選定する上で特に評価した点について質疑があり、執行部より、本市の施設設置の意図に沿った運営内容を評価し選定したとの答弁がありました。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第79号常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定については、委員より、建設から40年、老朽化した施設の維持管理の現況と今後の対応について質疑があり、執行部より、維持管理についてこれまで同様対応していくが、40年を経過した施設でもあるので、移転を含めた対応を考慮しているとの答弁がありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次のページに移ります。

次に、議案第80号常陸太田市総合福祉会館に係る指定管理者の指定について及び議案第81号常陸太田市宮里美斎場に係る指定管理者の指定については、いずれも質疑がなく、議案第80号及び議案第81号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第89号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）については、委員より、8月以降例年実施されてきた地域単位の集団検診が中止となり、現在まで個人健診が医療機関で進められているが、この間の特定健診の受診率について質疑があり、執行部より、10月末時点での受診率が18.2%、受診人数については、集団検診によるものが493人、医療機関検診が296人であるとの答弁がありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第90号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については、質疑がなく、議案第90号は、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第91号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）については、委員より、コロナ禍のもとでの介護認定作業の対応について質疑があり、執行部より、これまでの認定に係る作業にプラスして、相互の感染対策も考慮し、電話での対応も実施しているとの答弁がありました。採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教民生委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

**○川又照雄議長** 次、産業建設委員長、益子慎哉議員の報告を求めます。8番益子慎哉議員。

〔産業建設委員長 益子慎哉議員 登壇〕

**○産業建設委員長（益子慎哉議員）** おはようございます。令和2年第7回常陸太田市議会定例

会において、本委員会に付託された事件の審査の経過と結果について、常陸太田市議会会議規則第110条の規定によりご報告いたします。

本委員会に付託されました条例の廃止1件、条例の一部改正2件、公の施設の指定管理者の指定3件、市道路線の廃止・変更・認定各1件、及び補正予算2件について、12月10日、副市長はじめ、関係部課長出席のもと委員会を開催いたしました。

初めに、議案第70号常陸太田市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止については、質疑がなく、議案第70号は、採決の結果、全会一致で提案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第73号常陸太田市ふるさと水と土保全対策基金の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員より、基金の具体的な活用計画などについて質疑があり、執行部より、農道や水路の維持管理、市内に6か所ある親水公園などの維持管理、県単土地改良事業の水路排水などの市負担分の充当などに活用していく考えであるとの答弁でありました。採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第77号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正については、委員より、オートキャンプ場の利用料金の設定根拠について質疑があり、執行部より、県内10か所のオートキャンプ場の使用料や敷地内の施設等を調査し、類似する桜川市など3施設や、本市の水府竜の里公園の利用料金を勘案し設定したものであるとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第82号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設に係る指定管理者の指定については、委員より、これまでの経営状況について質疑があり、執行部より、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、これまで利用の多かったスポーツ少年団など団体利用客が減少し、各種体験による参加者が対前年度比で10.9%の301人ととどまっている状況であり、指定管理者の自主事業として健康体操教室やヨガ教室などを開催しているものの、上半期の宿泊者及び日帰りの施設利用者は、前年対比46%の1,365人となっている状況であるとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第83号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房に係る指定管理者の指定については、委員より、指定管理者を募集する際の指定管理料の限度額算出根拠について質疑があり、執行部より、指定管理料の算出については、施設ごとに平成28年度から令和元年度までの過去4年間の収支をもとに算出しているとの答弁でありました。その他種々質疑され、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第84号常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定については、委員より、これまでのチーズの販売状況と施設の運営状況について質疑があり、執行部より、11月末までの6か月間の売上額は約600万円であり、今後もお客様のニーズに応えられるよう生産体制の整備を整えていくとの答弁でありました。採決の結果、全会一致で原案可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第85号常陸太田市市道路線の廃止については、委員より、町屋町地内の通行止め区間の工事の進捗状況について質疑があり、執行部より、現在、災害復旧工事としてのり砕工を

施工中であり、3月には完成する予定で進めているとの答弁でありました。採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第86号常陸太田市市道路線の変更について、議案第87号常陸太田市市道路線の認定について、議案第92号令和2年度常陸太田市簡易水道事業補正予算（第2号）について及び議案第93号令和2年度常陸太田市水道事業等会計補正予算（第2号）については、いずれも質疑がなく、議案第86号ないし議案第87号及び議案第82号ないし議案第93号は、採決の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、産業建設委員会の審査の経過と結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願ひします。

○川又照雄議長 議案第82号と言っているのので議案第92号に訂正をお願いします。

○産業建設委員長（益子慎哉議員） すみません。議案第82号といったところ議案第92号令和2年度常陸太田市簡易水道事業補正予算（第2号）であります。よろしくお願ひします。

---

○川又照雄議長 以上で委員長報告は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

議案第75号について討論の通告がありますので、発言を許します。18番宇野隆子議員。

〔18番 宇野隆子議員 登壇〕

○18番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。私は、議案第75号常陸太田市印鑑条例及び常陸太田市手数料条例の一部改正についてを反対の立場から討論を行います。

情報通信技術の発展を行政手続に活用していく、そのこと自体に反対するものではありません。個人情報保護などに十分配慮し、真に国民の利益になる方向でどう進めていくのか。これは慎重な検討が必要だと考えています。その点で、マイナンバー制度は問題が山積していると言わざるをえず、私はマイナンバー制度自体に反対をしております。

今回の条例の一部改正は、マイナンバーカードを利用した証明書の取得を全国のコンビニエンスストア等で多機能端末機を設置している店舗から証明書交付が可能となる改正です。市民の利便性向上とマイナンバーがカードの利用促進を図るためと改正の理由を挙げておりますが、マイナンバーカードの利用範囲の拡大は情報漏えいによる不正や犯罪被害を拡大するおそれがあります。

そもそもマイナンバー制度はシステム自体が不完全なまま見切り発車で始まり、次々と深刻な問題が起きています。ネットによる個人情報漏えい事件は日々起きており、ドコモ口座事件など、ネットを介した大きな被害も起きています。ネット社会の進化の中で悪質な犯罪を防ぐための完全なセキュリティーの構築は不可能です。いまだにカード保持者は全国で対象者の十五、六%程

度、本市では10月末時点で8,427人、市民の16.5%となっております。

このなかなか進まないマイナンバーカードの発行を促進するため、総務省はカード利活用ロードマップを作成し、コンビニ活用をはじめ、スマホでも行政手続きができるように宣伝に躍起になり、多額の費用をかけています。法改正に伴ってシステム改修のたびに多額の費用を要し、本市でも大部分が国の予算で進められているとはいえ、財源の無駄遣いにつながります。

政府が新型コロナウイルスの感染急拡大を受けて追加経済対策を決定いたしました。ポストコロナの冒頭に置いたのがデジタル改革です。その中でマイナンバーカードの普及も一気に進めるとしています。マイナンバーカードと健康保険証の一体化を明記いたしました。国の思いどおりにマイナンバーカードが普及しない。その理由は、国による個人情報の管理強化や情報流出の危険などに対する国民の不信と不安の表れであると考えます。

情報漏えいや犯罪被害を防ぐ手だても保証もない中で市民の安全とプライバシーを危険にさらすことがないように、国に対して制度の検証と見直しを行って、不要で危険なマイナンバー制度の推進はやめるべきだと意見を述べていくことを求めます。マイナンバーカードによる証明書コンビニ交付によるマイナンバー制度推進はすべきではありません。

以上を述べまして、反対討論といたします。

○川又照雄議長 以上で討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号常陸太田市まちづくり振興基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、議案第70号常陸太田市肉用牛特別導入事業基金条例の廃止について、議案第71号常陸太田市金砂郷地区学校建設基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第72号常陸太田市学校教育施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例の廃止について、議案第73号常陸太田市ふるさと水と土保全対策基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第74号常陸太田市里美風力発電設備解体基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について、以上6件については、委員長報告のとおり、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第69号から議案第74号まで、以上6件については原案可決することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

議案第75号常陸太田市印鑑条例及び常陸太田市手数料条例の一部改正については、委員長報告のとおり原案可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○川又照雄議長 起立多数であります。よって、議案第75号については原案可決することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第76号常陸太田市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第77号常陸太田市里美カントリー牧場の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第78号常陸太田市子育て支援施設及び山吹運動公園親水広場に係る指定管理者の指定について、議案第79号常陸太田市高齢者生産活動センターに係る指定管理者の指定について、議案第80号常陸太田市総合福祉会館に係る指定管理者の指定について、議案第81号常陸太田市営里美斎場に係る指定管理者の指定について、議案第82号常陸太田市金砂ふるさと体験交流施設に係る指定管理者の指定について、議案第83号常陸太田市西金砂そばの郷、西金砂湯けむりの郷及び物産センターこめ工房に係る指定管理者の指定について、議案第84号常陸太田市農畜産物等加工施設に係る指定管理者の指定について、議案第85号常陸太田市道路線の廃止について、議案第86号常陸太田市道路線の変更について、議案第87号常陸太田市道路線の認定について、議案第88号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第5号）について、議案第89号令和2年度常陸太田市国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について、議案第90号令和2年度常陸太田市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、議案第91号令和2年度常陸太田市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、議案第92号令和2年度常陸太田市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、議案第93号令和2年度常陸太田市下水道事業等会計補正予算（第2号）について、以上18件については、委員長報告のとおり原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第76号から議案第93号まで、以上18件については原案可決することに決しました。

---

日程第2 議案第94号

○川又照雄議長 次、日程第2、議案第94号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。副市長。

〔宮田達夫副市長 登壇〕

○宮田達夫副市長 提案者に代わりまして、ご説明いたします。

恐れ入りますが、別冊横長の令和2年第7回常陸太田市議会定例会追加議案補正予算書をご覧ください。一枚おめくり願います。

議案第94号は、令和2年度常陸太田市一般会計補正予算（第6号）でございます。

1ページをお開き願います。

第1条で、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,041万円を追加し、総額を326億6,960万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

恐れ入りますが、6ページをお開き願います。

歳入でございます。

15款2項、2段目の2目民生費国庫補助金の補正につきましては、先週11日に閣議決定されました低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金の再支給に伴い、その財源として465万円を追加するものでございます。必要額は1,768万円となりますが、7月の補正の残金が1,303万円ございますので、その差額分として465万円を補正するものでございます。

同款同項、1つ上の欄の1目総務費国庫補助金の補正につきましては、歳出予算で追加いたします市独自の低所得世帯への臨時特別給付金につきましても国と同様に再支給をするため、その財源として576万円を追加するものでございます。

歳入は以上でございます。

歳出につきましては、別途資料によりご説明いたします。恐れ入りますが、お手元のA4横長の資料、令和2年第7回市議会定例会議案第94号資料、一般会計第6回補正予算概要をご覧ください。

1は、国の事業である低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金再支給でございます。予算措置は、3款2項3目児童措置費12節委託料及び18節負担金、補助及び交付金、合わせまして465万円を追加するものでございます。財源は、厚生労働省の低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金補助金を充当いたします。

事業内容でございますが、7月の臨時議会における補正予算第3号において追加いたしました臨時特別給付金事業について、ひとり親世帯の生活実態が依然として厳しい状況にあることを踏まえ、年末年始に向け再度基本給付を支給するものでございます。

1の支給対象者は、(1)の本年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方264世帯、(2)の公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない方で児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方5世帯、(3)の新型コロナウイルス感染症の影響を受け直近の収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった方8世帯の合計277世帯でございます。

2の給付額は、1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円を加算した額で、3の支給時期は年内でございます。

2は、市の独自事業である低所得世帯への臨時特別給付金再支給でございます。予算措置は、3款2項3目児童措置費に18節負担金補助及び交付金576万円を追加するものでございます。財源は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたします。

事業内容でございますが、7月の臨時議会における補正予算第3号において追加いたしました市の独自事業である臨時特別給付金事業について、国と同様に再度支給するものでございます。

1の支給対象者は、(1)の本年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方264世帯、(2)の18歳以下の子どもがおり本年6月分の生活保護の支給を受けている方6世帯、(3)のひとり親世帯を除く非課税世帯で本年6月分の就学援助の支給を受けている方18世帯の合計288世帯でございます。

2の給付額は、一律2万円。3の支給時期は、国の事業と合わせ、年内に支給をいたします。

補正予算の追加議案に係る私からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。これより質疑を行います。

通告がありますので、発言を許します。18番宇野隆子議員。

[18番 宇野隆子議員 質問者席へ]

○18番(宇野隆子議員) 日本共産党の宇野隆子です。通告に従い、議案第94号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)について質疑を行います。

補正予算書ページ7, 3款2項3目18節低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金454万円について、2点伺います。

まず、1点目は給付金。低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金454万円について、7月21日の臨時議会で予算措置された低所得のひとり親世帯への臨時特別給付金は3,208万円ですけれども、今回、同じ条件で支給する予算額が454万円となっております。どのように前回と今回分を調整されたのか伺いたいと、このようなことを通告しておりましたけれども、先ほどのような説明で内容は理解をいたしましたので、答弁は結構です。

2点目ですけれども、これは基本給付について。7月時の給付件数と比べて、今回、先ほどの説明で基本給付、合わせて277世帯ということになりますけれども、増減があるのかどうか。この点について伺います。

○川又照雄議長 答弁を求めます。政策推進室理事。

○加瀬智明政策推進室理事 ただいまの質問の基本給付について、7月の給付件数と今回計上の差でございますけれども、5件増ということでございます。

以上でございます。

○川又照雄議長 宇野議員。

○18番(宇野隆子議員) 5件増ということで分かりました。

基本給付の支給時期ですけれども、年内ということでありまして。今年もあと半月余りと、年の瀬が迫る中で、担当課においても大変忙しいことと存じます。ひとり親世帯及び市独自で行う低所得世帯の皆さんは、やはり大変ご苦勞をされております。ぜひ速やかな給付をお願いいたします。質疑を終わります。

---

○川又照雄議長 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第94号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第94号については委員会の付託を省略することに決しました。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第94号令和2年度常陸太田市一般会計補正予算(第6号)について、原案可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第94号については原案可決することに決しました。

---

日程第3 議案第95号

○川又照雄議長 次に、日程第3、議案第95号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご提案を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第95号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の斎藤広美氏が令和3年1月6日をもちまして任期満了となりますので、その後任委員といたしまして、引き続き斎藤広美氏を選任いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴につきましては2ページに概要をお示ししてございますので、ご参照願いたいと思います。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願いたします。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第95号常陸太田市固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第95号については、原案同意することに決しました。

---

日程第4 議案第96号ないし議案第99号

○川又照雄議長 次、日程第4、議案第96号から議案第99号まで、以上4件、人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてを一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることにつきまして、一括してご提案を申し上げます。

恐れ入りますが、追加議案書の3ページをお開き願います。

初めに、議案第96号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてでございます。人権擁護委員の宇野保雄氏が令和3年3月31日をもちまして任期満了となりますので、その後任委員の候補者といたしまして、引き続き宇野保雄氏を推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴につきましては4ページに概要を示してございますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、5ページをお開きお願いいたします。

議案第97号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてでございます。人権擁護委員の古川正美氏が令和3年3月31日をもちまして任期満了となりますので、その後任委員の候補者といたしまして、引き続き古川正美氏を推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴につきましては6ページに概要をお示ししてございますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページをお開き願います。

議案第98号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてでございます。人権擁護委員の生天目操氏が令和3年3月31日をもちまして任期満了となりますので、その後任委員の候補者といたしまして、新たに白井正美氏を推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。なお、略歴につきましては8ページに概要を示してございますのでご参照いただきたいと思います。

続きまして、9ページをお開き願います。

議案第99号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについてでございます。人権擁護委員の涌井トシ子氏が令和3年3月31日をもちまして任期満了となりますので、その後任委員の候補者といたしまして、新たに小林むつ子氏を推薦いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。略歴につきましては10ページに概要をお示ししてございますのでご参照いただきたいと思います。

議員各位のご同意を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

---

○川又照雄議長 説明は終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第96号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第96号については、原案同意することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第97号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第97号については、原案同意することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第98号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第98号については、原案同意することに決しました。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議案第99号人権擁護委員候補者の推薦につき同意を求めることについては、原案同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議案第99号については、原案同意することに決しました。

---

日程第5 議員派遣

○川又照雄議長 次、日程第5、お手元に配付してあります議員派遣についてを議題といたします。

---

○川又照雄議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 質疑なしと認めます。以上で質疑を終結いたします。

---

○川又照雄議長 これより討論を行います。

討論の通告がありませんので、これにて討論を終結いたします。

---

○川又照雄議長 採決いたします。

お諮りいたします。議員派遣については、「地方自治法」第100条第13項及び会議規則第167条の規定により、お手元に配付いたしてありますとおりに決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川又照雄議長 ご異議なしと認めます。よって、議員派遣についてはお手元に配付いたしてありますとおりに決しました。

---

○川又照雄議長 以上をもって今期定例会の議事は全て議了いたしました。

閉会に先立ち、市長のご挨拶を願います。市長。

〔大久保太一市長 登壇〕

○大久保太一市長 令和2年第7回の市議会定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今期定例会は、条例の制定、一部改正、廃止をはじめ、公の施設の指定管理者の指定、市道路線の廃止、変更、認定、令和2年度各会計の補正予算、人事案件など、合計32件につきましてご審議をいただきました。議員の皆様の慎重で熱心なご審議に対しまして、心から感謝を申し上げます。

また、審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、それぞれの趣旨を十分に配慮いたしまして取り組んでまいりたいと考えております。

さて、12月12日から14日にかけて、市内において新型コロナウイルス感染症の患者3名が確認をされましたことから、対策本部におきまして、その濃厚接触者等のPCR検査等の実施と、濃厚接触者までには至らない家族等につきましても、結果が判明するまでの間、自宅待機等の対応をお願いしているところでございます。

新型コロナウイルスの感染拡大が止まらず、収束にはまだまだ至らない状況でございます。市民の皆様には、引き続き、マスクの着用、うがい、手洗いの励行等、体調管理に十分ご注意をい

ただきますとともに、年末年始の大勢での会食や不要不急の外出などにつきまして、自粛など慎重なご対応をお願いいたしたく、広報紙や防災無線等で注意喚起等を行ってまいります。

国の2021年度各省庁の予算の概算要求が出そろいました。新年度は、新型コロナウイルス感染症への対応策が盛り込まれ、要求総額は105兆円超の過去最高となる見込みとなっております。また、事業規模73兆円の民間投資を含めると、追加の経済対策が12月8日に閣議決定され、流行が長期化しております新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に加え、コロナ後を見据えた経済構造転換への支援などといったしまして、本年度の第三次補正予算と新年度の当初予算につきまして、15か月予算といたしまして、切れ目なく一体的に編成し、雇用対策などに万全を期する考えを示しております。

本市におきましても、現在、新年度の予算編成の作業中でございますが、第6次の総合計画、前期基本計画の総仕上げの年度となりますことから、それらに位置づけられます重点施策及び第2期のまち・ひと・しごと創生総合戦略、少子化・人口減少対策アクションプランに位置づけられます重点的施策の着実な推進と、ポストコロナ時代を見据えます新たな日常の実現に向けまして、国、県の動向を注視し、新年度予算に反映できるよう柔軟に対応してまいります。

結びになりますが、年の瀬を迎えまして、寒さも一段と厳しさを増す時期となっております。議員の皆様におかれましては健康に十分ご留意をいただきまして、来たるべき新しい年が希望に満ちた輝かしい年であることを心からご祈念を申し上げますとともに、市政進展への取り組みになお一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、閉会の挨拶といたします。ありがとうございました。

**○川又照雄議長** 今期定例会は、11月30日から本日まで16日間、議員各位には、本会議、委員会を通し、慎重にご審議を賜り、議事運営にご協力くださいましたことを心から感謝申し上げます。

以上をもって、令和2年第7回常陸太田市議会定例会を閉会いたします。

午前10時57分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長

副 議 長

署 名 議 員

署 名 議 員